

# 日本大学薬学部奨学寄付金内規

〔平成13年3月15日改正〕  
〔平成13年4月1日施行〕  
〔平成29年7月20日改正〕  
〔平成29年4月1日施行〕

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学薬学部（以下「本学部」という）の奨学寄付金についての必要事項を定める。

(定 義)

第2条 奨学寄付金とは、本学部の教育研究組織や教職員個人に対し、教育研究の奨励を目的として、財団、その他の団体、個人等（以下「寄付者」という）から受け入れる現金等をいう。

(受入れの原則)

第3条 奨学寄付金は、本学部の教育研究上有意義であると認められる場合に受け入れるものとする。

(受入制限)

第4条 奨学寄付金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受け入れない。

- ① 日本大学研究倫理ガイドラインに反する内容のもの
- ② 奨学寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲与することとされているもの
- ③ 奨学寄付金の使途について、寄付者が会計監査を行うとされているもの
- ④ 奨学寄付金による教育研究の結果、得られた知的財産権その他これらに準ずる権利を寄付者に譲渡又は使用させるもの
- ⑤ 寄付申込後、寄付者がその意志により寄付金の全部又は一部を取り消すことができるもの
- ⑥ 奨学寄付金を受け入れることにより新たな学部からの財政負担を伴うもの
- ⑦ その他本学部の教育研究に支障があると認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、日本大学薬学部長（以下「学部長」という）が特別な事情があると認める場合は、薬学研究所運営委員会に諮った上で、これを受け

入れることができる。

(申 込)

第5条 寄付者は、奨学寄付金の申込みに当たり、その金額、目的及び対象等を記載した奨学寄付金申込書（別紙様式）を学部長に提出する。

(受 入)

第6条 学部長は、奨学寄付金の受入可否を決定する。ただし、薬学研究所規程第3条各号の事業に関連して必要性があると認められる場合並びに同規程第4条による研究部門等の設置を伴う場合は、事前に薬学研究所運営委員会に諮らなければならない。

(管理経費)

第7条 奨学寄付金から本学部に納付される管理経費は、別に定める。

(使用期間)

第8条 奨学寄付金の使用期間は、奨学寄付金申込日から原則として1か年とする。

2 使用期間延長の必要がある場合は、奨学寄付金使用対象者が、学部長にその旨を文書により届け出る。

(残 額)

第9条 奨学寄付金の対象研究室等が組織変更等により廃止又は統合された場合並びに対象教職員が本学部専任教職員の資格を失った場合において、奨学寄付金の残額があるときは、学部長がその使用等について決定する。

(所 管)

第10条 奨学寄付金に関する事務は、研究事務課が所管する。

## 附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。